

第4 租税特別措置法関係通達（連結納税編）関係

平成15年2月28日付課法2－5ほか1課共同「租税特別措置法関係通達（連結納税編）の制定について」（法令解釈通達）のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

一 目 次

改 正 後	改 正 前
第1章 共通規定 第68条の2～第68条の3（共通事項）関係 第1章の2 中小企業者等である連結法人の法人税率の特例 第68条の8（中小企業者等である連結法人の法人税率の特例）関係 第2章 連結法人の特別税額控除及び減価償却の特例 第68条の9（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）関係 第1款 試験研究費の範囲 第2款 試験研究費の額 第3款 中小連結親法人 第4款 その他 第68条の10～第68条の36（共通事項）関係 第68条の10《高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》関係 第68条の11《中小連結法人が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》関係 第68条の13《沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除》関係 第68条の14《国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又	第1章 共通規定 第68条の2～第68条の3（共通事項）関係 第1章の2 中小企業者等である連結法人の法人税率の特例 第68条の8（中小企業者等である連結法人の法人税率の特例）関係 第2章 連結法人の特別税額控除及び減価償却の特例 第68条の9（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）関係 第1款 試験研究費の範囲 第2款 試験研究費の額 第3款 中小連結親法人 第4款 その他 第68条の10～第68条の36（共通事項）関係 第68条の10《高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》関係 第68条の11《中小連結法人が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》関係 第68条の13《沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除》関係 第68条の14《国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又

は法人税額の特別控除》関係 第 68 条の 14 の 2 《国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特 別償却又は法人税額の特別控除》関係 第 68 条の 14 の 3 《地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等 を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》関係 第 68 条の 15 《地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別 償却又は法人税額の特別控除》関係 第 68 条の 15 の 3 《認定地方公共団体の寄附活用事業に関する寄附をした場合 の法人税額の特別控除》関係 第 68 条の 15 の 4 《特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の特別償 却又は法人税額の特別控除》関係 第 68 条の 15 の 5 《中小連結法人が特定経営力向上設備等を取得した場合の特 別償却又は法人税額の特別控除》関係 第 68 条の 15 の 6 《給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の法人税額 の特別控除》関係 <u>第 68 条の 15 の 6 の 2 《認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の 特別償却又は法人税額の特別控除》関係</u> 第 68 条の 15 の 8 《法人税の額から控除される特別控除額の特例》関係 第 68 条の 16 《特定設備等の特別償却》関係 第 1 款 共通事項 第 2 款 再生可能エネルギー発電設備等 第 3 款 海洋運輸業等 第 68 条の 18 《被災代替資産等の特別償却》関係 第 68 条の 19 《関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研 究施設の特別償却》関係 第 68 条の 20 《特定事業継続力強化設備等の特別償却》関係	は法人税額の特別控除》関係 第 68 条の 14 の 2 《国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特 別償却又は法人税額の特別控除》関係 第 68 条の 14 の 3 《地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等 を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》関係 第 68 条の 15 《地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別 償却又は法人税額の特別控除》関係 第 68 条の 15 の 3 《認定地方公共団体の寄附活用事業に関する寄附をした場合 の法人税額の特別控除》関係 第 68 条の 15 の 4 《特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の特別償 却又は法人税額の特別控除》関係 第 68 条の 15 の 5 《中小連結法人が特定経営力向上設備等を取得した場合の特 別償却又は法人税額の特別控除》関係 第 68 条の 15 の 6 《給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の法人税額 の特別控除》関係 第 68 条の 15 の 8 《法人税の額から控除される特別控除額の特例》関係 第 68 条の 16 《特定設備等の特別償却》関係 第 1 款 共通事項 第 2 款 再生可能エネルギー発電設備等 第 3 款 海洋運輸業等 第 68 条の 18 《被災代替資産等の特別償却》関係 第 68 条の 19 《関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研 究施設の特別償却》関係 第 68 条の 20 《特定事業継続力強化設備等の特別償却》関係
---	---

第 68 条の 24 《共同利用施設の特別償却》関係 第 68 条の 27 《特定地域における工業用機械等の特別償却》関係 第 68 条の 29 《医療用機器等の特別償却》関係 第 68 条の 31 《障害者を雇用する場合の特定機械装置の割増償却》関係 第 68 条の 33 《事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却》関係 第 68 条の 35 《特定都市再生建築物の割増償却》関係 第 68 条の 36 《倉庫用建物等の割増償却》関係 第 68 条の 41 《準備金方式による特別償却》関係 第 3 章 連結法人の準備金等 第 68 条の 43～第 68 条の 58 《共通事項》関係 第 68 条の 43 《海外投資等損失準備金》関係 第 68 条の 46 《特定災害防止準備金》関係 第 68 条の 54 《原子力発電施設解体準備金》関係 第 68 条の 54 の 2 《特定原子力施設炉心等除去準備金》関係 第 68 条の 55 《保険会社等の異常危険準備金》関係 第 68 条の 56 《原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金》関係 第 68 条の 57 《関西国際空港用地整備準備金》関係 第 68 条の 57 の 2 《中部国際空港整備準備金》関係 第 68 条の 58 《特定船舶に係る特別修繕準備金》関係 第 68 条の 59 《中小連結法人等の貸倒引当金の特例》関係 第 4 章 削 除 第 5 章 連結法人の鉱業所得の課税の特例	第 68 条の 24 《共同利用施設の特別償却》関係 第 68 条の 27 《特定地域における工業用機械等の特別償却》関係 第 68 条の 29 《医療用機器等の特別償却》関係 第 68 条の 31 《障害者を雇用する場合の特定機械装置の割増償却》関係 第 68 条の 33 《事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却》関係 第 68 条の 35 《特定都市再生建築物の割増償却》関係 第 68 条の 36 《倉庫用建物等の割増償却》関係 第 68 条の 41 《準備金方式による特別償却》関係 第 3 章 連結法人の準備金等 第 68 条の 43～第 68 条の 58 《共通事項》関係 第 68 条の 43 《海外投資等損失準備金》関係 第 68 条の 46 《特定災害防止準備金》関係 第 68 条の 54 《原子力発電施設解体準備金》関係 第 68 条の 54 の 2 《特定原子力施設炉心等除去準備金》関係 第 68 条の 55 《保険会社等の異常危険準備金》関係 第 68 条の 56 《原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金》関係 第 68 条の 57 《関西国際空港用地整備準備金》関係 第 68 条の 57 の 2 《中部国際空港整備準備金》関係 第 68 条の 58 《特定船舶に係る特別修繕準備金》関係 第 68 条の 59 《中小連結法人等の貸倒引当金の特例》関係 第 4 章 削 除 第 5 章 連結法人の鉱業所得の課税の特例
---	---

第 68 条の 61 《探鉱準備金又は海外探鉱準備金》関係 第 6 章 連結法人である沖縄の認定法人の課税の特例 第 68 条の 63 《連結法人である沖縄の認定法人の課税の特例》関係 第 6 章の 2 国家戦略特別区域における連結法人である指定法人の課税の特例 第 68 条の 63 の 2 《国家戦略特別区域における連結法人である指定法人の課税の特例》関係 第 7 章 連結法人である認定農地所有適格法人の課税の特例 第 68 条の 64 《農業経営基盤強化準備金》関係 第 68 条の 65 《農用地等を取得した場合の課税の特例》関係 第 8 章 連結法人の交際費等の課税の特例 第 68 条の 66 《交際費等の損金不算入》関係 第 1 款 交際費等の範囲 第 2 款 損金不算入額の計算 第 9 章 連結法人の土地の譲渡等がある場合の特別税率 第 68 条の 68 《土地の譲渡等がある場合の特別税率》関係 第 1 款 課税対象の範囲等 第 2 款 収益の額 第 3 款 原価の額 第 4 款 直接又は間接に要した経費の額等 第 5 款 適用除外関係 第 6 款 その他	第 68 条の 61 《探鉱準備金又は海外探鉱準備金》関係 第 6 章 連結法人である沖縄の認定法人の課税の特例 第 68 条の 63 《連結法人である沖縄の認定法人の課税の特例》関係 第 6 章の 2 国家戦略特別区域における連結法人である指定法人の課税の特例 第 68 条の 63 の 2 《国家戦略特別区域における連結法人である指定法人の課税の特例》関係 第 7 章 連結法人である認定農地所有適格法人の課税の特例 第 68 条の 64 《農業経営基盤強化準備金》関係 第 68 条の 65 《農用地等を取得した場合の課税の特例》関係 第 8 章 連結法人の交際費等の課税の特例 第 68 条の 66 《交際費等の損金不算入》関係 第 1 款 交際費等の範囲 第 2 款 損金不算入額の計算 第 9 章 連結法人の土地の譲渡等がある場合の特別税率 第 68 条の 68 《土地の譲渡等がある場合の特別税率》関係 第 1 款 課税対象の範囲等 第 2 款 収益の額 第 3 款 原価の額 第 4 款 直接又は間接に要した経費の額等 第 5 款 適用除外関係 第 6 款 その他
---	---

第 68 条の 69 《短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率》関係 第 1 款 課税対象の範囲等 第 2 款 収益の額 第 3 款 原価の額 第 4 款 直接又は間接に要した経費の額等 第 5 款 適用除外関係 第 6 款 その他 第 10 章 連結法人の資産の譲渡の場合の課税の特例 第 68 条の 70～第 68 条の 85 《共通事項》関係 第 68 条の 70～第 68 条の 73 《収用等の場合の課税の特例》関係 第 1 款 収用等の範囲 第 2 款 補償金の範囲等 第 3 款 圧縮記帳等の計算 第 4 款 収用証明書等 第 68 条の 73 《収用換地等の場合の連結所得の特別控除》関係 第 68 条の 74 《特定土地地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除》関係 第 68 条の 75 《特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除》関係 第 68 条の 76 《農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除》関係 第 68 条の 76 の 2 《特定の長期所有土地等の連結所得の特別控除》関係 第 1 款 対象資産の範囲等 第 2 款 その他 第 68 条の 77 《資産の譲渡に係る特別控除額の特例》関係	第 68 条の 69 《短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率》関係 第 1 款 課税対象の範囲等 第 2 款 収益の額 第 3 款 原価の額 第 4 款 直接又は間接に要した経費の額等 第 5 款 適用除外関係 第 6 款 その他 第 10 章 連結法人の資産の譲渡の場合の課税の特例 第 68 条の 70～第 68 条の 85 《共通事項》関係 第 68 条の 70～第 68 条の 73 《収用等の場合の課税の特例》関係 第 1 款 収用等の範囲 第 2 款 補償金の範囲等 第 3 款 圧縮記帳等の計算 第 4 款 収用証明書等 第 68 条の 73 《収用換地等の場合の連結所得の特別控除》関係 第 68 条の 74 《特定土地地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除》関係 第 68 条の 75 《特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除》関係 第 68 条の 76 《農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除》関係 第 68 条の 76 の 2 《特定の長期所有土地等の連結所得の特別控除》関係 第 1 款 対象資産の範囲等 第 2 款 その他 第 68 条の 77 《資産の譲渡に係る特別控除額の特例》関係
--	--

第 68 条の 78～第 68 条の 80 《特定の資産の買換えの場合等の課税の特例》関係 第 1 款 対象資産の範囲等 第 2 款 事業の用に供したことの意義等 第 3 款 圧縮限度額の計算等 第 4 款 特別勘定 第 5 款 その他 第68条の84 《特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例》関係 第68条の85 《平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例》関係 第 1 款 対象資産の範囲等 第 2 款 その他 第 11 章 連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例等 第 68 条の 88 《連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例》関係 第 1 款 特殊の関係 第 2 款 独立企業間価格の算定方法の選定 第 3 款 比較対象取引 第 4 款 独立企業間価格の算定 第 5 款 利益分割法の適用 第 6 款 取引単位営業利益法の適用 第 7 款 ディスカウント・キャッシュ・フロー法の適用 第 8 款 棚卸資産の売買以外の取引における独立企業間価格の算定方法の適用 第 9 款 特定無形資産国外関連取引に係る価格調整措置の適用	第 68 条の 78～第 68 条の 80 《特定の資産の買換えの場合等の課税の特例》関係 第 1 款 対象資産の範囲等 第 2 款 事業の用に供したことの意義等 第 3 款 圧縮限度額の計算等 第 4 款 特別勘定 第 5 款 その他 第68条の84 《特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例》関係 第68条の85 《平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例》関係 第 1 款 対象資産の範囲等 第 2 款 その他 第 11 章 連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例等 第 68 条の 88 《連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例》関係 第 1 款 特殊の関係 第 2 款 独立企業間価格の算定方法の選定 第 3 款 比較対象取引 第 4 款 独立企業間価格の算定 第 5 款 利益分割法の適用 第 6 款 取引単位営業利益法の適用 第 7 款 ディスカウント・キャッシュ・フロー法の適用 第 8 款 棚卸資産の売買以外の取引における独立企業間価格の算定方法の適用 第 9 款 特定無形資産国外関連取引に係る価格調整措置の適用
---	---

第10款 申告調整等 第11款 国外移転所得金額の取扱い等 第12款 その他	第10款 申告調整等 第11款 国外移転所得金額の取扱い等 第12款 その他
第 12 章 連結法人の支払利子等に係る課税の特例 第 68 条の 89 《連結法人の国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例》 関係 第 68 条の 89 の 2 及び第 68 条の 89 の 3 《連結法人の対象純支払利子等に係る 課税の特例》関係	第 12 章 連結法人の支払利子等に係る課税の特例 第 68 条の 89 《連結法人の国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例》 関係 第 68 条の 89 の 2 及び第 68 条の 89 の 3 《連結法人の対象純支払利子等に係る 課税の特例》関係
第 13 章 連結法人の外国関係会社に係る所得等の課税の特例 第 68 条の 90～第 68 条の 93 《連結法人の外国関係会社に係る所得の課税の特 例》関係 第 68 条の 93 の 2～第 68 条の 93 の 5 《特殊関係株主等である連結法人に係る 外国関係法人に係る所得の課税の特例》 関係	第 13 章 連結法人の外国関係会社に係る所得等の課税の特例 第 68 条の 90～第 68 条の 93 《連結法人の外国関係会社に係る所得の課税の特 例》関係 第 68 条の 93 の 2～第 68 条の 93 の 5 《特殊関係株主等である連結法人に係る 外国関係法人に係る所得の課税の特例》 関係
第 14 章 連結法人のその他の特例 第 68 条の 94 《技術研究組合の連結所得の計算の特例》関係 第 68 条の 95 《特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例》関係 第 68 条の 98 《特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場 合の課税の特例》関係 第 68 条の 99 《社会保険診療報酬の連結所得の計算の特例》関係 第68条の101 《農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る連結所得の課税の特 例》関係 第68条の102 《転廃業助成金等に係る課税の特例》関係	第 14 章 連結法人のその他の特例 第 68 条の 94 《技術研究組合の連結所得の計算の特例》関係 第 68 条の 95 《特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例》関係 第 68 条の 98 《特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場 合の課税の特例》関係 第 68 条の 99 《社会保険診療報酬の連結所得の計算の特例》関係 第68条の101 《農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る連結所得の課税の特 例》関係 第68条の102 《転廃業助成金等に係る課税の特例》関係

第 68 条の 103 《特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入の特例》関係	第 68 条の 103 《特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入の特例》関係
第 68 条の 105 の 2 《連結法人の組合事業等による損失がある場合の課税の特例》関係	第 68 条の 105 の 2 《連結法人の組合事業等による損失がある場合の課税の特例》関係
第 68 条の 107 の 2 《連結法人の連結国外所得金額の計算の特例》関係	第 68 条の 107 の 2 《連結法人の連結国外所得金額の計算の特例》関係
第 68 条の 108 《特定の協同組合等である連結親法人の法人税率の特例》関係	第 68 条の 108 《特定の協同組合等である連結親法人の法人税率の特例》関係

二 第 68 条の 10～第 68 条の 36《共通事項》関係

改 正 後	改 正 前
(特定設備等の特別償却の計算) 68 の 10～68 の 36 (共)－1 措置法第 68 条の 10 第 1 項、第 68 条の 11 第 1 項、第 68 条の 14 第 1 項、第 68 条の 14 の 2 第 1 項、第 68 条の 14 の 3 第 1 項、第 68 条の 15 第 1 項、第 68 条の 15 の 4 第 1 項、第 68 条の 15 の 5 第 1 項、<u>第 68 条の 15 の 6 の 2 第 1 項</u>、第 68 条の 16 から第 68 条の 20 まで、第 68 条の 24、第 68 条の 27、第 68 条の 29、第 68 条の 31、第 68 条の 33、第 68 条の 35 及び第 68 条の 36…………… (特別償却等の適用を受けたものの意義) 68 の 10～68 の 36 (共)－2 連結法人が、その有する減価償却資産について、措置法第 68 条の 10 第 1 項、第 68 条の 11 第 1 項、第 68 条の 14 第 1 項、第 68 条の 14 の 2 第 1 項、第 68 条の 14 の 3 第 1 項、第 68 条の 15 第 1 項、第 68 条の 15 の 4 第 1 項、第 68 条の 15 の 5 第 1 項、<u>第 68 条の 15 の 6 の 2 第 1 項</u>、第 68 条の 16 から第 68 条の 20 まで、第 68 条の 24、第 68 条の 27、第 68 条の 29、第 68 条の 31、第 68 条の 33、第 68 条の 35 及び第 68 条の 36 の規定（同法第 42 条の 5 第 1 項、第 42 条の 6 第 1 項、第 42 条の 10 第 1 項、第 42 条の 11 第 1 項、第 42 条の 11 の 2 第 1 項、第 42 条の 11 の 3 第 1 項、第 42 条の 12 の 3	(特定設備等の特別償却の計算) 68 の 10～68 の 36 (共)－1 措置法第 68 条の 10 第 1 項、第 68 条の 11 第 1 項、第 68 条の 14 第 1 項、第 68 条の 14 の 2 第 1 項、第 68 条の 14 の 3 第 1 項、第 68 条の 15 第 1 項、第 68 条の 15 の 4 第 1 項、第 68 条の 15 の 5 第 1 項、第 68 条の 16 から第 68 条の 20 まで、第 68 条の 24、第 68 条の 27、第 68 条の 29、第 68 条の 31、第 68 条の 33、第 68 条の 35 及び第 68 条の 36…………… (特別償却等の適用を受けたものの意義) 68 の 10～68 の 36 (共)－2 連結法人が、その有する減価償却資産について、措置法第 68 条の 10 第 1 項、第 68 条の 11 第 1 項、第 68 条の 14 第 1 項、第 68 条の 14 の 2 第 1 項、第 68 条の 14 の 3 第 1 項、第 68 条の 15 第 1 項、第 68 条の 15 の 4 第 1 項、第 68 条の 15 の 5 第 1 項、第 68 条の 16 から第 68 条の 20 まで、第 68 条の 24、第 68 条の 27、第 68 条の 29、第 68 条の 31、第 68 条の 33、第 68 条の 35 及び第 68 条の 36 の規定（同法第 42 条の 5 第 1 項、第 42 条の 6 第 1 項、第 42 条の 10 第 1 項、第 42 条の 11 第 1 項、第 42 条の 11 の 2 第 1 項、第 42 条の 11 の 3 第 1 項、第 42 条の 12 の 3 第 1 項、第 42 条の 12 の 4 第 1 項、

改 正 後	改 正 前
第 1 項、第 42 条の 12 の 4 第 1 項、<u>第 42 条の 12 の 5 の 2 第 1 項</u>、第 43 条から第 48 条まで…………… (適格合併等があった場合の特別償却等の適用) 68 の 10～68 の 36(共)－3 措置法第 68 条の 10、第 68 条の 11、第 68 条の 14 から第 68 条の 15 まで、第 68 条の 15 の 4、第 68 条の 15 の 5、<u>第 68 条の 15 の 6 の 2</u>、第 68 条の 16 から第 68 条の 20 まで、第 68 条の 24、第 68 条の 27、第 68 条の 29、第 68 条の 33、第 68 条の 35 及び第 68 条の 36…………… (注) 1 …………… 2 ……………	第 43 条から第 48 条まで…………… (適格合併等があった場合の特別償却等の適用) 68 の 10～68 の 36(共)－3 措置法第 68 条の 10、第 68 条の 11、第 68 条の 14 から第 68 条の 15 まで、第 68 条の 15 の 4、第 68 条の 15 の 5、第 68 条の 16 から第 68 条の 20 まで、第 68 条の 24、第 68 条の 27、第 68 条の 29、第 68 条の 33、第 68 条の 35 及び第 68 条の 36…………… (注) 1 …………… 2 ……………

三 第 68 条の 15 の 6 の 2 (認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係

改 正 後	改 正 前
<u>第 68 条の 15 の 6 の 2 (認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係</u> (貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与) <u>68 の 15 の 6 の 2－1 措置法第 68 条の 15 の 6 の 2 第 1 項に規定する認定導入事業者が、その取得又は製作若しくは建設（以下「取得等」という。）をした同項に規定する認定特定高度情報通信技術活用設備（以下「認定特定高度情報通信技術活用設備」という。）を自己の下請業者に貸与した場合において、当該認定特定高度情報通信技術活用設備が専ら当該認定導入事業者のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該認定特定</u>	(新 設) (新 設)

改 正 後	改 正 前
<u>高度情報通信技術活用設備は当該認定導入事業者の営む事業の用に供した ものとして取り扱う。</u> <u>(国庫補助金等の圧縮記帳の適用を受ける場合の取得価額)</u> <u>68 の 15 の 6 の 2-2 措置法第 68 条の 15 の 6 の 2 第 2 項に規定する税額控除限 度額を計算する場合における認定特定高度情報通信技術活用設備の取得価額 は、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める金額による。</u> <u>(1) 連結法人が取得等をした認定特定高度情報通信技術活用設備につき、当 該取得等をして事業の用に供した連結事業年度（以下「供用年度」という。） において法第 81 条の 3 第 1 項の規定により同項の個別損金額を計算する場 合の法第 42 条又は第 44 条の規定の適用を受ける場合 令第 54 条第 3 項の規 定により同条第 1 項の取得価額とみなすこととされた金額</u> <u>(2) 連結法人が取得等をした認定特定高度情報通信技術活用設備につき、供用 年度後の連結事業年度において法第 81 条の 3 第 1 項の規定により同項の個 別損金額を計算する場合の法第 42 条又は第 44 条の規定の適用を受けること が予定されている場合 令第 54 条第 1 項各号に掲げる金額から法第 42 条第 1 項に規定する国庫補助金等（以下「国庫補助金等」という。）の交付予定金 額を控除した金額</u> <u>(参) 1 (2)の国庫補助金等の交付予定金額は、供用年度終了の日において見込ま れる金額による。</u> <u>2 認定特定高度情報通信技術活用設備の供用年度において、当該認定特定 高度情報通信技術活用設備を対象とした国庫補助金等の交付を受けてい ない場合で、連結法人が、措置法第 68 条の 15 の 6 の 2 第 2 項の規定によ る税額控除限度額の計算の基礎となる取得価額を(2)に定める金額によるこ となく令第 54 条第 1 項各号に掲げる金額により申告をしたときは、供用年</u>	(新 設)

改 正 後	改 正 前
<u>度後の連結事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度)において連結基本通達9－2－3(基本通達10－2－2を含む。)の取扱いの適用はないことに留意する。</u> <u>(解散の日を含む連結事業年度の意義)</u> <u>68の15の6の2－3 措置法第68条の15の6の2第4項の規定により同条第1項及び第2項の規定の適用がない同条第4項第1号及び第2号に掲げる連結法人は、同条第1項及び第2項の規定を適用しようとする連結事業年度において合併以外の事由により解散した連結法人に限られることに留意する。したがって、連結子法人の解散(合併による解散を除く。)の日を含む連結事業年度においては、当該連結子法人及び同条第4項第3号に掲げる清算中の連結子法人以外の連結法人は、同条第1項及び第2項の規定の適用を受けることができる。</u>	(新 設)

四 第68条の78～第68条の80(《特定の資産の買換えの場合等の課税の特例》関係)

改 正 後	改 正 前
(事業の用に供しなかった買換資産に係る特別償却等) 68の78(3)－12 …………… ……………措置法第68条の10、第68条の11、第68条の13から第68条の15まで、第68条の15の4、第68条の15の5、<u>第68条の15の6の2</u>、第68条の16から第68条の20まで、第68条の24、第68条の27、第68条の29、第68条の31、第68条の33、第68条の35及び第68条の36…………… (1) ……………	(事業の用に供しなかった買換資産に係る特別償却等) 68の78(3)－12 …………… ……………措置法第68条の10、第68条の11、第68条の13から第68条の15まで、第68条の15の4、第68条の15の5、第68条の16から第68条の20まで、第68条の24、第68条の27、第68条の29、第68条の31、第68条の33、第68条の35及び第68条の36…………… (1) ……………

改 正 後	改 正 前
(2) (註) 1 2	(2) (註) 1 2
(特別償却等を実施した先行取得資産についての圧縮記帳の不適用) 68 の 78 (3) - 13措置法第 68 条の 10、第 68 条の 11、第 68 条の 13 から第 68 条 の 15 まで、第 68 条の 15 の 4、第 68 条の 15 の 5、 <u>第 68 条の 15 の 6 の 2</u> 、第 68 条の 16 から第 68 条の 20 まで、第 68 条の 24、第 68 条の 27、第 68 条の 29、 第 68 条の 31、第 68 条の 33、第 68 条の 35 及び第 68 条の 36.....	(特別償却等を実施した先行取得資産についての圧縮記帳の不適用) 68 の 78 (3) - 13措置法第 68 条の 10、第 68 条の 11、第 68 条の 13 から第 68 条 の 15 まで、第 68 条の 15 の 4、第 68 条の 15 の 5、第 68 条の 16 から第 68 条 の 20 まで、第 68 条の 24、第 68 条の 27、第 68 条の 29、第 68 条の 31、第 68 条の 33、第 68 条の 35 及び第 68 条の 36.....